様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃこぷろす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社コプロス  （ふりがな）みやざき　かおる  （法人の場合）代表者の氏名 宮﨑　薫  住所　〒752-0962  山口県 下関市 長府安養寺１丁目１５番１３号  法人番号　4250001005432  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXについて | | 公表日 | ①　2023年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページにて公表  　https://copros.co.jp/aboutDX/  　TOPページ＞その他＞DXについて＞DXビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　データやデジタル技術は、社会やビジネスに変化や影響をもたらし、生産性向上だけでなく業務の変革や新しいサービスを生み出すことができます。一方、建設業界においては、働き手の確保、技術継承、労働生産性向上などが課題となっており、データやデジタル技術の活用が急速に広まっている中で、これらを活用できなければ、課題はより深刻になっていくと考えられます。当社はこのような課題に対処しつつ、人々の快適な環境を創造していくために、「データやデジタル技術を用いて顧客視点の新たな価値を創出することで、メーカー型総合建設業として、素敵環境の未来を実現する（快適な環境を創造する）」をDXビジョンとして活動してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、当社2023年9月30日開催取締役会決議による承認を受けた方針に基づき作成された内容 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXについて | | 公表日 | ①　2023年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページにて公表  　https://copros.co.jp/aboutDX/  　TOPページ＞その他＞DXについて＞DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　(1)　建設生産プロセスの変革  BIM・CIM、XR、ドローン、ICT建機、3Dプリンター等の最先端のシステムを活用することにより、建設生産プロセスを変革する。  (2)　データの活かし方の変革  データ蓄積の仕組み構築、BIによるデータ可視化、AI活用による判断高度化により、データの活かし方を変革する。  (3)　人材確保の取組の変革  SNSによる情報発信等により、人材確保の取組を変革する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、当社2023年9月30日開催取締役会決議による承認を受けた方針に基づき作成された内容 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXについて  　① DX戦略推進に必要な体制・組織  　TOPページ＞その他＞DXについて＞3.DX戦略推進体制  ② DX戦略推進に必要な人材育成・確保  　TOPページ＞その他＞DXについて＞4.DX人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　① DX戦略推進に必要な体制・組織  経営会議の参加メンバーからなる組織横断チームを全社を巻き込んだDX推進チームとする。  DX推進のリソースを強化するために、外部アドバイザーの活用やスタートアップ企業との協業を積極的に実施する。  ② DX戦略推進に必要な人材育成・確保  (1)　ビジネスデザイナー  DXの取組み（新規事業開発/既存事業の高度化/社内業務の高度化、効率化）において、目的設定から導入、導入後の効果検証までを、関係者をコーディネートしながら一気通貫して推進する人材を2名育成する。  (2)　ローコード開発者  ローコード開発プラットフォームを用いて、RPA、アプリ、BIを開発できる人材を各部1名ずつ育成する  (3)　最先端システム活用者  BIM・CIM 、XR、ドローン、ICT建機、3Dプリンター等の最先端のシステムを活用できる人材を10名育成する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXについて  　TOPページ＞その他＞DXについて＞データやデジタル技術活用環境の整備 | | 記載内容抜粋 | ①　(1)　クラウドサービス活用による機敏性・柔軟性の高いデジタル活用基盤の構築  (2)　建設生産プロセスの変革に向けた最先端システム導入にかかるPDCAサイクルの強化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXについて | | 公表日 | ①　2023年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページにて公表  　https://copros.co.jp/aboutDX/  　TOPページ＞その他＞DXについて＞戦略の達成状況にかかる指標 | | 記載内容抜粋 | ①　(1)　工事あたりの最先端システム活用件数  (2)　データ蓄積の仕組み構築、BIによるデータ可視化、AI活用による判断高度化の実施件数  (3)　SNSでの情報発信数、SNSを見た求人応募者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年10月 1日 | | 発信方法 | ①　DXについて  　当社ホームページにて公表  　https://copros.co.jp/aboutDX/  　TOPページ＞その他＞DXについて＞DXビジョン | | 発信内容 | ①　データやデジタル技術は、社会やビジネスに変化や影響をもたらし、生産性向上だけでなく業務の変革や新しいサービスを生み出すことができます。  一方、建設業界においては、働き手の確保、技術継承、労働生産性向上などが課題となっており、データやデジタル技術の活用が急速に広まっている中で、これらを活用できなければ、課題はより深刻になっていくと考えられます。  以上につきまして、当社代表取締役社長 宮﨑 薫の名で発信しております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 10月頃　～　2023年 11月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。